

主任相談支援員に求められる 役割と機能 ―地域への働きかけ―

日本福祉大学
原田正樹

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

資料作成:厚労省

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

地域の重層的な認識と支援機能

地域住民の意識を変える
啓発や学習

地域福祉計画
支援者会議
多機関協働
就労支援

市町村

中学校区

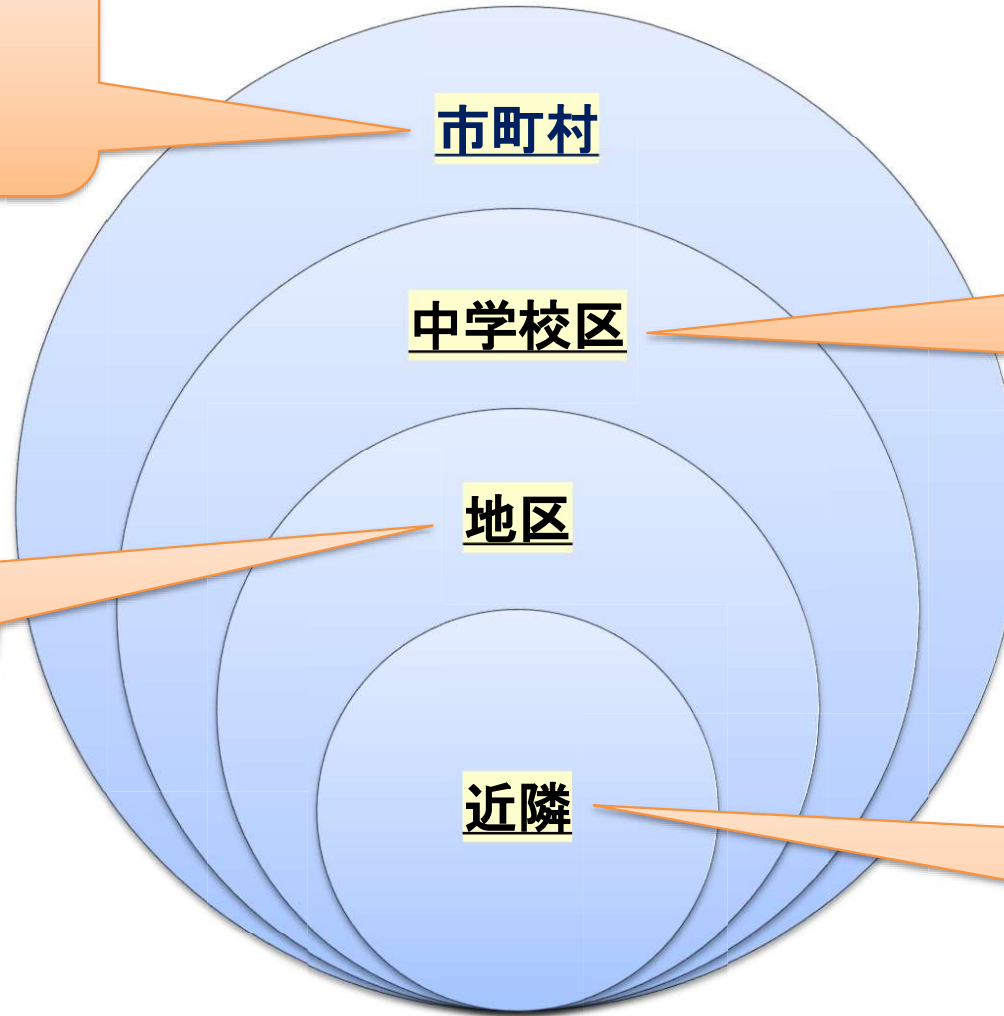
包括的相談
生活支援組織
地域ケア会議

地区

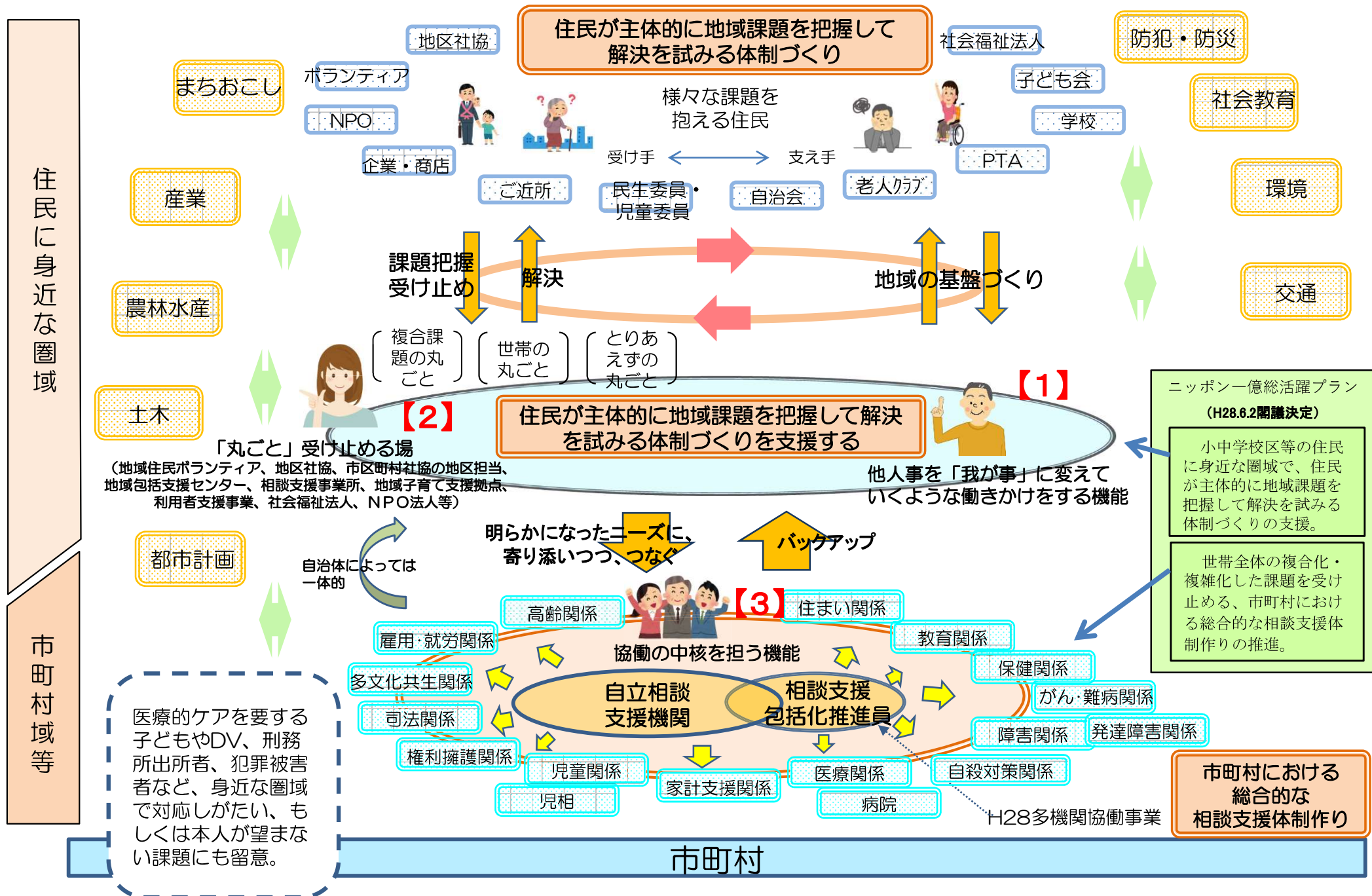
居場所
参加支援
防災減災

近隣

見守り
生活支援
早期発見



地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



地域共生社会と包括的支援体制が必要な背景

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。

<現在>

- 対応が
できて
いる
ニーズ
- 相談する先がわかっている課題
 - 自ら相談に行く力がある

各分野の相談機関で対応
・地域包括支援センター
・相談支援事業所(障害)等

●世帯の複合課題

- 本人又は世帯の課題が複合(8050、ダブルケア等)

●制度の狭間

- 制度の対象外、基準外、一時的なケース。

●自ら相談に行く力がない

- 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難。社会的孤立・排除
- 周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り(地域の福祉力の脆弱化)

※「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

改正
法
施
行
後

<対応>

市町村における 包括的な支援体制の整備

【1】「他人事」が「我が事」になるような環境整備

- ・住民参加を促す人への支援
- ・住民の交流拠点や機会づくり

【2】住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり

- ・地区社協、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点等で実施

【3】公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり

- ・生活困窮者自立支援機関などが中核

小中学校区等の圏域

市町村域等

<できるようになること>

- ◆ 地域住民が課題を抱えた人や世帯に、「安心して気づく」ことができる
- ◆ 課題の早期発見により、深刻化する前に解決することができる
- ◆ 世帯の複合課題や制度の対象にならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら、解決することができる
- ◆ 地域住民と協働して新たな社会資源を作り出すことができる
- ◆ 本人も支える側(担い手)にもなり、生活の張りや生きがいを見出すことができる

<第106条の3>

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

高齢者

地域包括ケアシステム

〔地域医療介護確保法第2条〕

【高齢者を対象にした相談機関】

地域包括支援センター

共生型
サービス

生活困窮
者支援

子ども・子育て
家庭

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】

基幹相談支援センター 等

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】
地域子育て支援拠点
子育て世代包括支援センター
等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化